

## 令和6年度 財源率及び事務費

### 1 短期経理

区 分		掛 金			負 担 金					合 計
		短 期 掛 金	介 護 掛 金	掛金計	短 期 負担金	公的負担	調 整 負担金	介 護 負担金	負担金計	
40歳未満 及び 65歳以上 の組合員	一般・特定消防組合員 ・市長・特別職	53.07	—	53.07	53.07	0.74	0.1	—	53.91	106.98
	職員団体の事務に従事する組合員	53.07	—	53.07	53.07	0.74	* 0.1	—	53.91	106.98
	共済組合の職員である組合員	53.07	—	53.07	53.07	—	* 0.1	—	53.17	106.24
	派遣職員（在職派遣職員）	53.07	—	53.07	53.07	0.74	0.1	—	53.91	106.98
40歳以上 65歳未満 の組合員	一般・特定消防組合員 ・市長・特別職	53.07	8.09	61.16	53.07	0.74	0.1	8.09	62.00	123.16
	職員団体の事務に従事する組合員	53.07	8.09	61.16	53.07	0.74	* 0.1	8.09	62.00	123.16
	共済組合の職員である組合員	53.07	8.09	61.16	53.07	—	* 0.1	8.09	61.26	122.42
	派遣職員（在職派遣職員）	53.07	8.09	61.16	53.07	0.74	0.1	8.09	62.00	123.16
後期高齢者医療に加入する組合員		2.59	—	2.59	2.59	0.74	—	—	3.33	5.92

① 「標準報酬月額（短期）」又は「標準期末手当等の額（短期）」に対する千分率（‰）

② 負担金のうち\* は地方公共団体が負担しない。

### 2 厚生年金保険経理

区 分	組合員 保険料	負 担 金			合 計	追 加 費用
		厚 生 年 金	公的負担	負担金計		
一般・特定消防組合員・市 長・特別職	91.5	91.5	39.6	131.10	222.60	12.2
職員団体の事務に従事する組 合員	91.5	91.5	39.6	131.10	222.60	12.2
共済組合の職員である組合員	91.5	91.5	—	91.50	183.00	* 10.0
派遣職員（在職派遣職員）	91.5	91.5	39.6	131.10	222.60	12.2
継続長期組合員（退職派遣職員）	91.5	91.5	39.6	131.10	222.60	12.2

① 「標準報酬月額（厚生年金）」又は「標準期末手当等の額（厚生年金）」に対する千分率（‰）  
ただし追加費用は、4月1日現在の標準報酬月額の総額に12を乗じた額に対する割合

② 追加費用のうち \* は地方公共団体が負担しない。

### 3 退職等年金経理（年金払い退職給付）

区 分	掛 金	負担金	合 計
一般・特定消防組合員・市長・特別職	7.5	7.5	15.0
職員団体の事務に従事する組合員	7.5	7.5	15.0
共済組合の職員である組合員	7.5	7.5	15.0
派遣職員（在職派遣職員）	7.5	7.5	15.0
継続長期組合員（退職派遣職員）	7.5	7.5	15.0
後期高齢者医療に加入する組合員	7.5	7.5	15.0

「標準報酬月額（退職給付）」又は「標準期末手当等の額（退職給付）」に対する千分率：‰

#### 4 経過的長期経理

区 分	負担金	追加費用
一般・特定消防組員・市長・特別職	0.0953	1.4
職員団体の事務に従事する組員	—	1.4
共済組合の職員である組員	0.0953	* 1.1
派遣職員（在職派遣職員）	0.0953	1.4
継続長期組員（退職派遣職員）	0.0953	1.4
後期高齢者医療に加入する組員	0.0953	1.4

① 「標準報酬月額（退職給付）」又は「標準期末手当等の額（退職給付）」に対する千分率：‰  
ただし追加費用は、4月1日現在の標準報酬月額の総額に12を乗じた額に対する割合

② 追加費用のうち\* は地方公共団体が負担しない。

#### 5 保健経理（福祉）

区 分	掛 金	負担金	計
一般・特定消防組員・市長・特別職	1.37	1.37	2.74
職員団体の事務に従事する組員	1.37	1.37	2.74
共済組合の職員である組員	1.37	1.37	2.74
派遣職員（在職派遣職員）	1.37	1.37	2.74
特定健診等費用：組員一人あたり	146円/年		

① 「標準報酬月額（短期）」又は「標準期末手当等の額（短期）」に対する千分率：‰

② 継続長期組員（退職派遣職員）の特定健診等費用は地方公共団体が負担しない。

#### 6 業務経理

区 分	負担金
事務費：短期組員及び後期高齢者等短期組員	285円/月
事務費：上記以外	513円/月
子ども・子育て拠出金	3.6‰

○ 子ども・子育て拠出金 3.6‰

厚生年金保険の区分中「一般・特定消防組員・市長・特別職」以外の組員について、標準報酬月額（厚年）及び標準期末手当等の額（厚年）の総額に子ども・子育て拠出金率を乗じた額が事業主の負担となります。

① 事務費は組員一人あたりの費用

② 子ども・子育て拠出金は、厚生年金保険の区分中「一般・特定消防組員・市長・特別職」以外の組員について、標準報酬月額（厚年）及び標準期末手当等の額（厚年）の総額に子ども・子育て拠出金率を乗じた額が事業主の負担額です。